



令和2年度決算 健全化判断比率等の状況

令和3年9月
大 阪 市

令和2年度決算に基づく健全化判断比率

算定結果は以下のとおりです。

4 指標とも早期健全化基準をクリアしています。

(早期健全化基準)

○ **実質赤字比率** **【黒字】** (11.25%以上)

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

○ **連結実質赤字比率** **【黒字】** (16.25%以上)

全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率

○ **実質公債費比率** **2.7%** (25%以上)

一般会計等が負担する実質的な公債費（特別会計への繰出含む）の標準財政規模を基本とした額[※] に対する比率

○ **将来負担比率** **5.3%** (400%以上)

特別会計・3セク等も含めて一般会計等が将来負担すべき実質的な負債総額の標準財政規模を基本とした額[※] に対する比率

※標準財政規模から元利償還金等にかかる基準財政需要額を控除した額

もし、早期健全化基準以上となったら…

自主的な改善による財政健全化のため、年度内に議会の議決を経て、「財政健全化計画」を定めなければなりません。

👉 詳細は次ページ以降

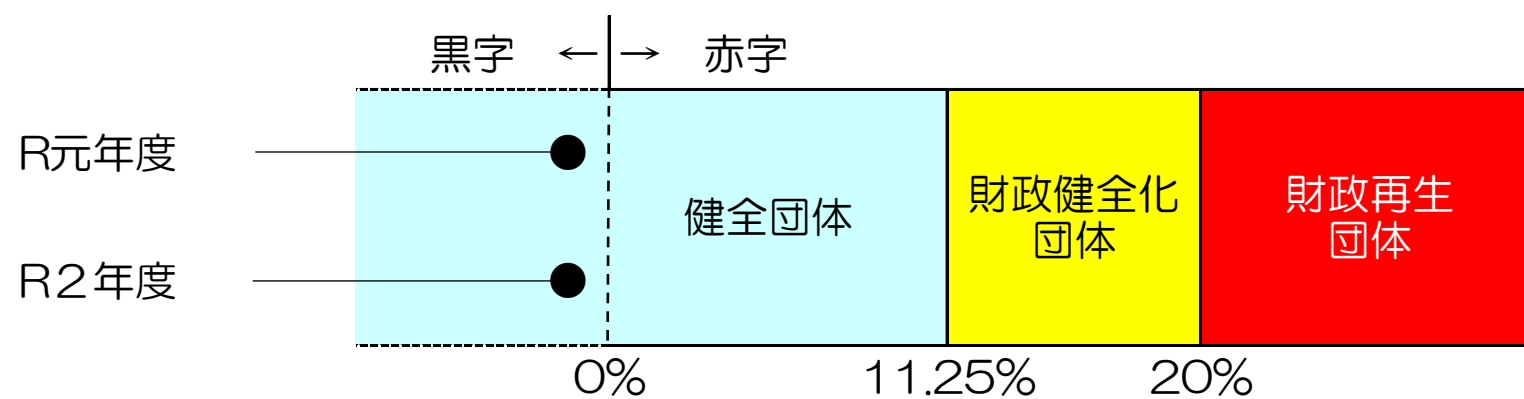
実質赤字比率

一般会計等の赤字の程度を示します。数値が大きいほど、財政が厳しい状況であることを表します。

令和2年度決算
(- %)
- %
黒字のため該当なし
() は前年度数値

早期健全化基準…11.25%

財政再生基準…20%



算定開始（H19年度）から、実質赤字比率は生じていません

解 説

令和2年度は実質赤字比率は生じていません。
これは、一般会計が黒字（130億円）となっていることによるものです。

【算出方法】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

標準財政規模とは…

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、本市は8,649億円になります。

連結実質赤字比率

一般会計等に加え、公営企業会計など全ての会計を合算して、市全体（全会計）としての赤字の程度を示します。数値が大きいほど、市全体の財政が厳しい状況であることを表します。

令和2年度決算

(- %)

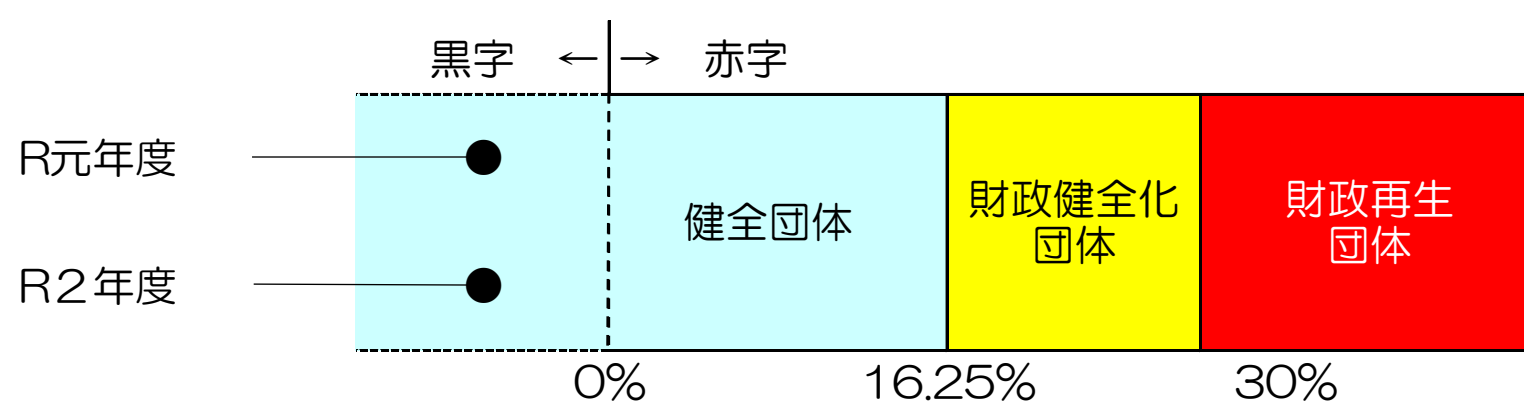
- %

黒字のため該当なし

() は前年度数値

早期健全化基準…16.25%

財政再生基準…30%



算定開始（H19年度）から、連結実質赤字比率は生じていません

解説

令和2年度は連結実質赤字比率は生じていません。

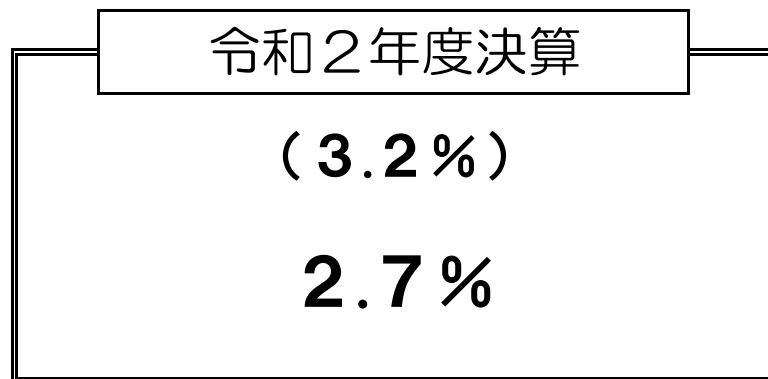
これは、一般会計等（130億円）に加え、下水道事業会計（394億円）や水道事業会計（342億円）など、全ての会計において黒字や資金剰余となっていることによるものです。

【算出方法】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額や公営企業債の償還にかかる特別会計への繰出額※1、債務負担行為に基づく支出予定額のうち地方債の返済額に準じる額※2などの程度を示します。数値が大きいほど、返済の資金繰りが厳しいことを表します。

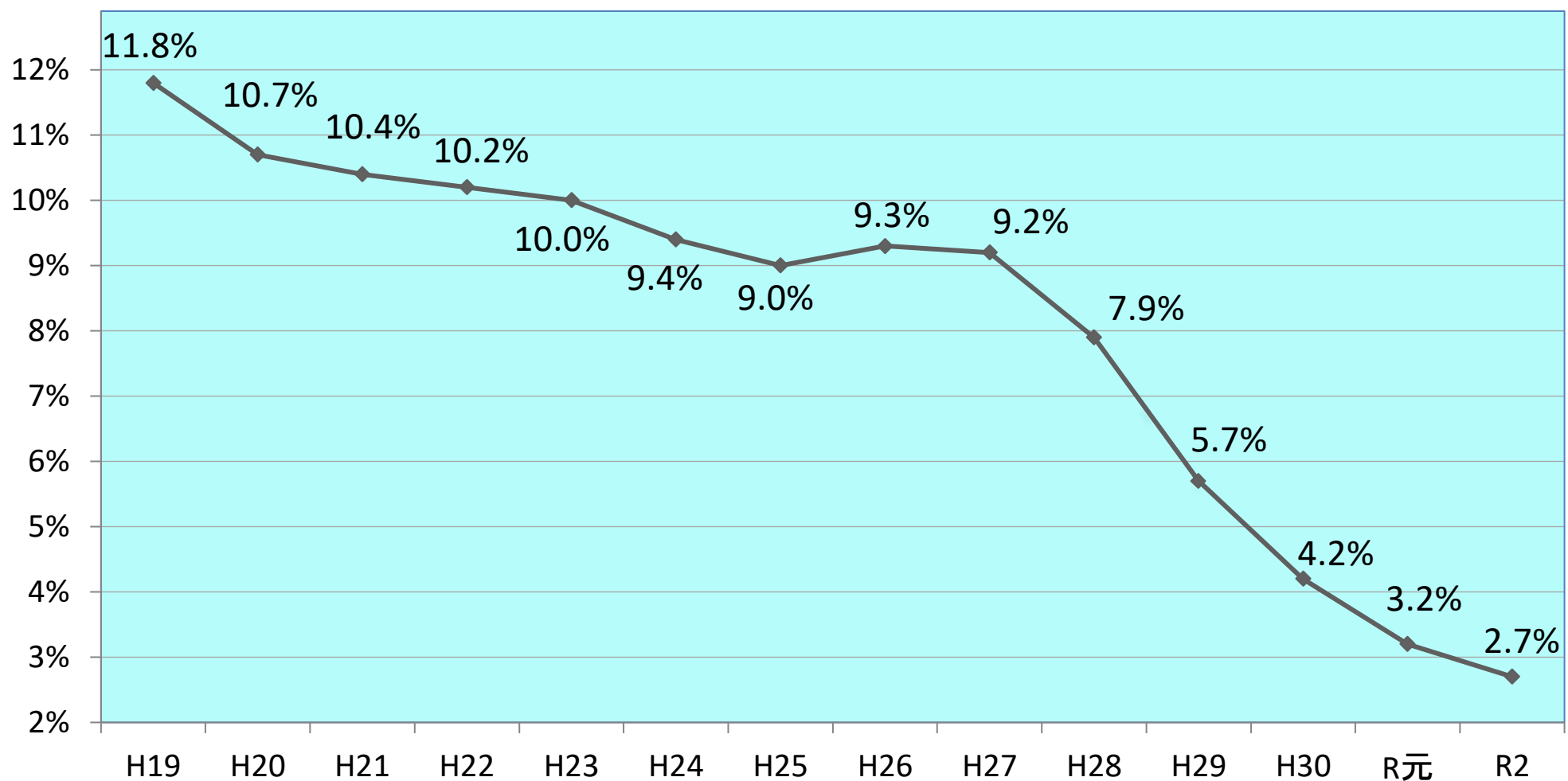


() は前年度数値

早期健全化基準…25%

財政再生基準…35%

【実質公債費比率の推移】



解 説

実質公債費比率は、早期健全化基準（25%）を下回っています。

これは、市政改革の取組により、地方債発行を抑制したことに伴い、地方債残高が減少していることなどによるものです。こうした取組により、実質公債費比率は昨年度と比較して、0.5ポイント改善しています。

なお、実質公債費比率が18%以上の団体については、地方債の発行にあたり総務大臣の許可が必要となりますが、本市はこの基準も下回っています。

【算出方法】

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

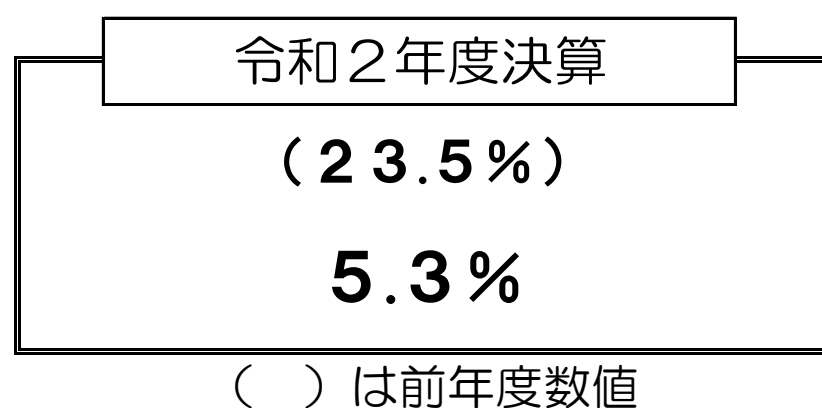
※1 受益者負担になじまず、公営企業の経営に伴う収入を充てることが適当でない経費などについては、地方公営企業法において一般会計等が負担するものとされています。（例）雨水処理に要する経費など

※2 民間資金を活用して公共施設の建設事業を行った場合に後年度の割賦負担金として支払う経費や、損失補償・債務保証の履行に要する経費、これらに準じる経費などが該当するとされています。

将来負担比率

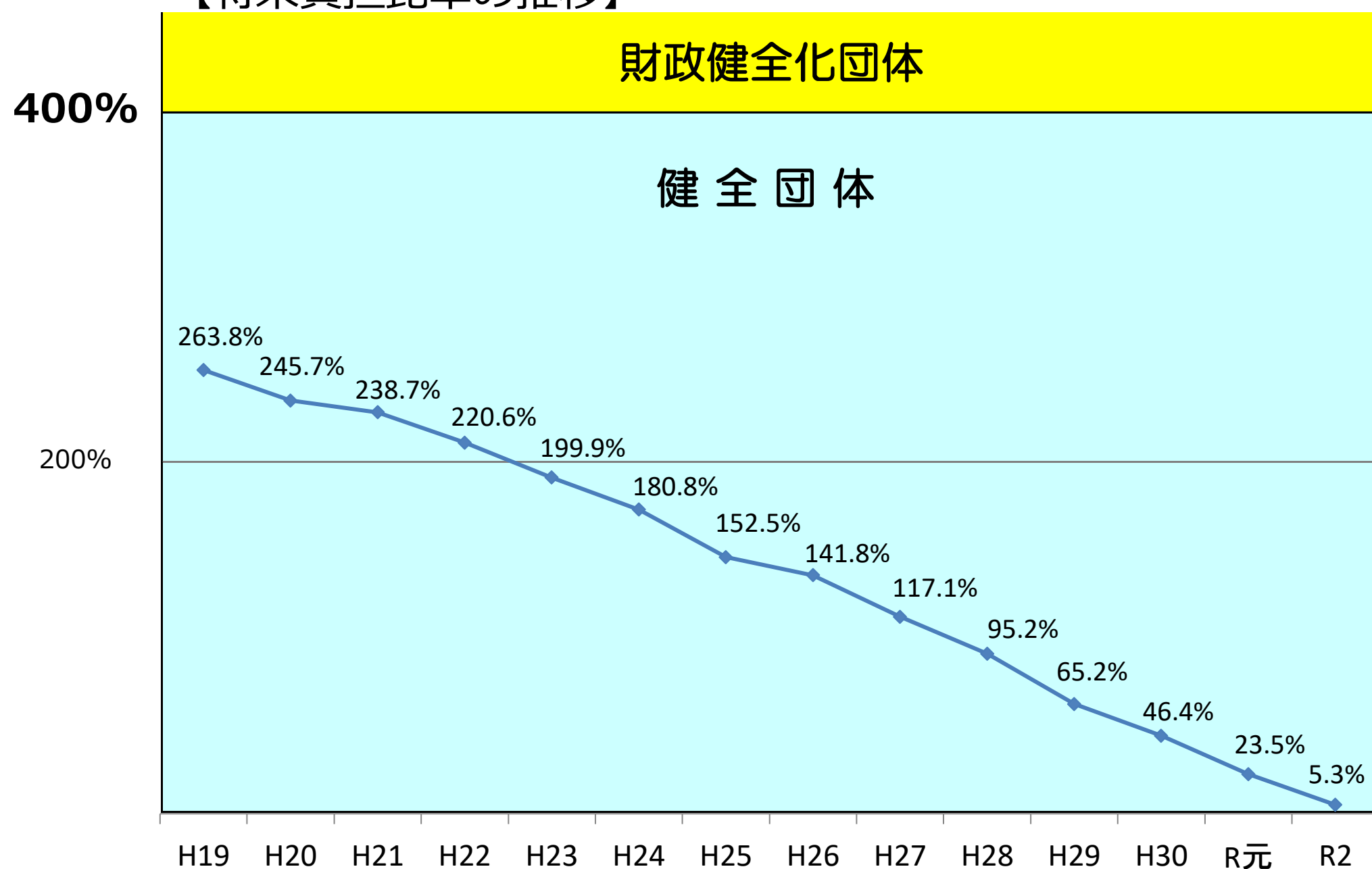
借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担額等の現時点での残高の程度を示します。数値が大きいほど、今後の財政を圧迫する可能性が高いことを表します。

内訳は6ページ



早期健全化基準…400%

【将来負担比率の推移】



解説

将来負担比率は、早期健全化基準（400%）を下回っています。

これは、地方債の発行を抑制したことに伴い地方債残高（全会計）が減少したことなどによるものです。

市政改革の取組により、将来負担比率は着実に改善しています。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

将来負担比率の内訳

(単位：億円)

		R2算定額	R元算定額	増△減
将来負担額 (A)		30,778	32,736	△ 1,958
	地方債現在高（一般会計等）	24,548	26,258	△ 1,710
	債務負担行為に基づく支出予定額	774	883	△ 109
	公営企業債等の償還財源繰入見込額	2,822	2,899	△ 77
	組合等負担等見込額	85	81	4
	退職手当負担見込額	2,292	2,342	△ 50
	設立法人の負債額等負担見込額	256	273	△ 17
	第3セクターに係る財務リスク	256	273	△ 17
	連結実質赤字額	-	-	-
	組合等連結実質赤字額負担見込額	-	-	-
充当可能財源等 (B)		30,369	30,977	△ 608
	充当可能基金額	8,977	9,662	△ 685
	特定財源見込額 (都市計画税、住宅使用料など)	7,861	7,615	246
	元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入見込額	13,531	13,700	△ 169
標準財政規模	— 元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 (C)	7,639	7,473	166
将来負担比率 (%) (A-B) / C		5.3	23.5	△ 18.2

※将来負担比率は千円単位で算定し、小数点第二位以下を切り捨てるため、億円単位での計算結果と異なる場合があります。
 ※計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

【参 考】 地方債現在高（全会計）

平成19年度末 5兆3,058億円 ⇒ 令和2年度末 3兆1,831億円

【参考】資金不足比率

公営企業の料金収入の規模に対する資金不足額の程度を示します。数値が大きいほど、経営が厳しい状況であることを表します。

令和2年度決算
(-)
-
全ての会計において資金不足額なし
() は前年度

経営健全化基準…20%

解説

全ての会計において、資金不足比率は生じていません。

【算出方法】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模 (営業収益－受託工事収益)}}$$

公営企業とは…

- ・水道事業会計
- ・工業用水道事業会計

- ・中央卸売市場事業会計
- ・港営事業会計

- ・下水道事業会計
 - ・食肉市場事業会計
- 以上6会計です。



用語解説

【５０音順】

一般会計等

実質赤字比率の対象となる会計で、本市では、

- ・一般会計
- ・母子父子寡婦福祉貸付資金会計
- ・心身障害者扶養共済事業会計
- ・公債費会計

が該当します。

元利償還金

借入金（地方債）の返済額及びその利子です。

基準財政需要額算入額

地方公共団体が１年間に標準的な行政を行うのに必要な経費として、普通交付税に算入された額です。

組合等負担等見込額

一部事務組合等の地方債残高のうち、将来一般会計等が負担すると見込まれる額です。

経営健全化基準・経営健全化団体

自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準で、法律で定められています。

資金不足比率が経営健全化基準以上の団体は「経営健全化団体」となり、自主的な改善による経営健全化のため、議会の議決を経て、「経営健全化計画」を策定・公表しなければなりません。また、その実施状況を毎年度議会に報告し、公表することとなります。

健全化判断比率

４つの財政指標（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率及び将来負担比率）の総称です。財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものさしであるとともに、他団体と比較することなどで、財政状況を客観的に表すことができます。

公営企業（会計）

地方公共団体が経営する企業の会計のことで、地方公営企業法を適用しているかどうかで、法適用・法非適用に区分されます。本市では、

- | | | | |
|-----|------------|-------------|----------|
| 法適用 | ・水道事業会計 | ・中央卸売市場事業会計 | ・下水道事業会計 |
| | ・工業用水道事業会計 | ・港営事業会計 | |

- | | |
|------|-----------|
| 法非適用 | ・食肉市場事業会計 |
|------|-----------|

が該当します。

公営企業債等の償還財源繰入見込額

特別会計の地方債残高のうち、将来一般会計等が負担すると見込まれる額です。



用語解説

【５０音順】

財政再生基準・財政再生団体

自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的に財政の健全化を図るべき基準で、法律で定められています。（将来負担比率には、財政再生基準はありません。）

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の団体は「財政再生団体」となり、議会の議決を経て、「財政再生計画」を策定・公表しなければなりません。また、その実施状況を毎年度議会に報告し、公表することとなります。

なお、「財政再生計画」については、国と同意の協議を行うなど、国等の関与による確実な再生をめざすこととなります。

債務負担行為に基づく支出予定額

予算は単一年度で完結するのが原則ですが、複数年度にまたがる事業の将来にわたる支払義務に対応するため、あらかじめ後年度の債務を約束するものを債務負担行為といい、そのうち今後支出することが見込まれる額です。

資金不足

公営企業の資金収支の累積不足額を表すもので、以下を基本に算定しています。

法適用企業 … 流動負債－流動資産

法非適用企業 … 形式収支－翌年度に繰り越すべき財源

実質赤字額

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額です。

充当可能基金

地方債の償還等に充てることができる基金のうち、現金、預金、国債、地方債の合計額で、貸付金及び不動産等は含まれていません。

準元利償還金

一般会計等が負担する特別会計の元利償還金など、元利償還金に準ずるとみなされるものです。

早期健全化基準・財政健全化団体

自主的かつ計画的に財政の健全化を図るべき基準で、法律で定められています。

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の団体は「財政健全化団体」となり、自主的な改善努力による財政健全化のため、議会の議決を経て、「財政健全化計画」を策定・公表しなければなりません。また、その実施状況を毎年度議会に報告し、公表することとなります。

特定財源

使い道が特定されている財源で、市営住宅の家賃収入や都市計画税などがあります。

標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すものです。